

決算賞与の支給時期と 損金算入の取り扱い

Q

セミナーでのご質問

私は中小企業の経理担当者です。

当社では今回の決算で受注が多く、かなりの利益が見込まれています。そのため社長から、決算対策として従業員に「決算賞与」を支給するよう指示がありました。ところが、決算賞与の資金について金融機関に融資を依頼したところ、融資の実行日が決算日の翌日になると言われました。どうしても今回の決算で損金算入したいため、期末に未払い計上を行い、翌期首に支払う方法が認められるのか知りたいです。教えてください。

A

キド先生からの回答

1 「決算賞与」の原則的な税務処理

法人税では、従業員に支給する賞与は、原則として「実際に支給した日の属する事業年度」の損金となります。したがって、決算賞与を当期の損金に算入するためには、決算賞与を今期の損金に算入するには、今期中に賞与額を確定し、実際に支給することが原則です。

2 「決算賞与」の例外的な取り扱い

ただし、以下の要件をすべて満たす場合には、支給が翌期になっても当期の未払計上（損金算入）が認められます。支給額を、従業員ごとに確定し、かつ同時期に支給を受けるすべての従業員へ通知していること通知した金額を、事業年度終了日の翌日から1か月以内に全員へ支払っていること通知した支給額を、通知日が属する事業年度の帳簿に「損金」として計上していることご質問のケースも、これらの要件を満たせば、今期の未払計上が可能と考えられます。

キド先生からのコメント

なお、この取り扱いは、「支給日に在職している従業員にだけ賞与を支給する」という条件を付けている場合には適用されません。したがって、未払い計上を行った場合は、通知した従業員が途中で退職したとしても、必ず賞与を支給する必要がありますので注意してください。詳しくは、顧問税理士と相談のうえ進めることをお勧めします。

